

「生徒に対する性暴力等の防止及び根絶に向けた校内ルール」

- 1 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。  
(小窓等を通して外から見えるところで行う。生徒指導上やむを得ない場合は管理職に相談する)
- 2 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
  - ・ドアの小窓にポスター等の掲示物は貼らず、外から誰も見えないようにする。
  - ・部屋を一人の教職員が管理しないよう鍵を職員室、事務室で管理する。
- 3 私的な電話、メール、SNS 等によるやりとりはしない。
- 4 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 5 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- 6 教育目的以外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりしない。
- 7 わいせつ行為が疑われるときはもとより、部屋管理や指導方法が不適切であると感じるときは、躊躇することなく管理職に報告する。あるいはスクールハラスメント相談委員会へ連絡をする。

「飲酒運転をしない(させない)ための校内ルール」

- 1 酒席に参加し、飲酒をする場合には原則として自家用車では参加しない。
- 2 幹事は受付で帰りの方法を確認する。(受付名簿に方法を記入する)
- 3 自家用車で参加し、運転代行で帰る場合には、代行業者へ電話したことを幹事又は管理職が確認する。
- 4 本ルールの対象となる酒席は、学校全体、学年会、教科会、PTAに係る席とする。

長野県小海高等学校  
コンプライアンス委員会  
委員長 教頭